

【令和6年度版】

岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業について

【概要】 地域住民の交流を促進し、コミュニティの維持発展を図るため、地域行事等に必要な備品の修繕又は購入に対して、費用の一部を助成します。

【対象団体】 岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会又は学区・地区連合町内会

【対象備品及び補助金額】

| 補助対象備品区分 | 補助率  | 補助限度額    | 下限金額(事業費総額) |
|----------|------|----------|-------------|
| ① 神輿     | 2分の1 | 500,000円 | 100,000円以上  |
| ② 山車     | 2分の1 | 500,000円 | 100,000円以上  |
| ③ 獅子舞用具  | 2分の1 | 500,000円 | 100,000円以上  |
| ④ 太鼓     | 2分の1 | 500,000円 | 100,000円以上  |
| ⑤ 物置     | 2分の1 | 100,000円 | 50,000円以上   |
| ⑥ 屋外掲示板  | 2分の1 | 100,000円 | 50,000円以上   |
| ⑦ テント    | 2分の1 | 100,000円 | 50,000円以上   |

※町内会の所有で維持管理しているものに限りません。

※物置は、建築基準法に適合したものに限りません。

【交付の制限】 1年度に1回(1区分のみ)の申請に限りません。

補助金の交付を受けた翌年度から、区分①②③④は10年間、区分⑤⑥⑦は5年間、同一区分の補助金を受けることができません。他の補助制度の対象になるものは、補助対象外となります。

【申請場所】 該当する各区役所の総務・地域振興課

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分  
祝日・年末年始は閉庁

【申請の受付】

1回目の募集期間 令和6年6月10日(月)から6月21日(金)まで

2回目の募集期間 令和6年7月8日(月)から7月19日(金)まで

※1回目の募集で予算を超えれば、2回目の募集は行いません。

2回目の募集で予算が残っている場合は、1月末までは随時募集(先着順)します。募集の終了は、ホームページに掲載します。

【問い合わせ先】

市民協働企画総務課 TEL(086)803-1063

北区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL(086)803-1656

中区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL(086)901-1602

東区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL(086)944-5038

南区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL(086)902-3502

## 岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業の進め方(手順)

交付申請書等の様式は各区役所総務・地域振興課にあります。  
また、岡山市ホームページからダウンロードできます。  
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016197.html>



<令和7年3月31日までに事業が完了するものに限り。>

**申請**・・・修繕・購入を行う前に「岡山市コミュニティ活動推進備品助成事業補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて提出してください。修繕・購入後の申請は受付できません。  
郵送での申請もできます(各募集期間の末日必着)。

- (1) 補助事業に係る見積書の原本(町内会会員により修繕等する場合は不要)
- (2) コミュニティ活動推進備品に係る収支予算書(様式第2号)
- (3) 補助対象備品を確認できるもの(写真・カタログ)
- (4) 補助対象備品の保管・設置場所を示すもの(地図)
- (5) 補助対象備品の保管場所が町内会所有の建物以外の場合は保管承諾書の写し
- (6) 補助対象備品の設置場所が町内会所有以外の私有地の場合は土地使用承諾書の写し
- (7) 補助対象備品の設置場所が公有地の場合は占用許可の写し
- (8) その他(債権者登録申請書など)

**交付決定**・・・適正な事業については、「交付決定通知書」を送付します。

**修繕**・・・交付決定後、申請どおりの修繕・購入を実施してください。

**実績報告**・・・修繕・購入の完了後、20日以内に「実績報告書」に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 領収書の写し(請求書の写しでも可。その場合、あとで領収書の写しの提出が必要。)
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業実施後の写真
- (4) 検査済証の写し(建築確認が必要な物置を購入する場合)
- (5) 申請時に提出した書類の内容から変更があった場合は、変更後の書類

**交付確定**・・・申請どおり適正な事業については「交付確定通知書」を送付します。

**補助金請求**・・・「交付請求書」を提出してください。

**補助金交付**・・・登録の口座に補助金を振り込みます。

## よくある質問

Q. 1 募集期間内の申請で予算を超えた場合はどうなりますか？

A. 1 予算を超えた場合は、当該補助金の交付回数が少ない町内会を優先します。その上で、予算を超えた場合は抽選となります。

抽選になった場合は、該当町内会に対して別途案内をお送りします。

Q. 2 購入・修繕が完了した後も申請できますか？

A. 2 できません。必ず事前に申請してください。

Q. 3 過去に補助を受けたことがなく、初めて令和6年度に申請したら、次はいつから申請できますか。

A. 3 以下の例の場合は対象となります。

(例1) 令和6年度に屋外掲示板⇒令和7年度にテント⇒令和8年度に神輿

(例2) 令和6年度に屋外掲示板⇒屋外掲示板の次回申請は令和12年度から

Q. 4 どのような目的のものが対象となりますか？

A. 4 地域住民の交流、コミュニティの維持発展のために必要であり、町内会が所有・維持管理し、使用する備品等を対象とします。他団体に貸す目的で購入等する場合は、対象外となります。

Q. 5 どのような費用が対象となりますか？

A. 5 対象備品の修繕・購入の費用及びそれに伴う対象備品の処分・設置・運搬の費用が補助対象となります。また移設だけの場合についても補助対象になります。

Q. 6 備品を複数の団体で利用している場合はどうなりますか？

A. 6 複数の町内会が所有し維持管理しているものであれば、補助対象となります。代表の町内会を決めて申請してください。町内会以外の団体との共有する場合は補助対象外です。

Q. 7 神輿や山車などは、神社で保管しているところも多いが、宗教団体に対して補助金を出すことにつながりませんか？

A. 7 あくまでも、補助の対象団体は町内会であり、当該備品を町内会の所有で維持管理していることを条件としています。神輿や山車などに神社等の名前をいれる場合は、補助対象外となります。

## よくある質問

Q. 8 獅子舞用具とは、具体的に何を指しますか？

A. 8 代表的かつ修繕費が高いと思われる獅子頭と蚊帳(胴幕)が対象です。

Q. 9 太鼓の区分には何が含まれますか？

A. 9 太鼓本体、バチ、太鼓台が対象です。

Q. 10 太鼓を1町内会で複数個もっている場合、毎年1個ずつ修繕することは出来ますか？

A. 10 太鼓の区分の場合、補助金の交付を受けた翌年度から10年間は補助申請を行うことが出来ません。

なお、一度に複数個まとめて修繕・購入を行うことは可能ですが、その場合の上限金額は、1個のときと同様の50万円になります。

Q. 11 物置とは、こういったものを指しますか？

A. 11 町内会に必要なものを保管する用途のもので、建築基準法に適合したものに限ります。備品の出し入れ以外の目的で中に立ち入るもの及び車両(自転車を含む)を保管する目的のものは対象外です。

なお、建築確認に係る経費も補助対象とします。

Q. 12 市道に設置している占有許可の取得をしていない屋外掲示板は、補助の対象となりますか？

A. 12 補助対象外です。なお、市道や公園への掲示板設置は、許可案件にあたらぬため占有許可を取得することは困難です。他の設置場所への移設をご検討ください。

Q. 13 町内会会員が修繕する場合は、対象となりますか？

A. 13 修繕のための物品購入費については対象となりますが、人件費等については対象外となります。